（紙契約用）

工事請負契約に際しての留意事項

栃木県　県土整備部

参考 R8所長名

河又 伸一

1　契約書作成等の手続きについて

(1) 担当者と打ち合わせ（工期、契約日、前払金等）を行い、指示に従って下さい。

(2) 契約書等の提出先及び提出期限

① 提 出 先　栃木土木事務所　総務課

② 提出期限　落札日の翌日から起算して７日（県の休日を除く）以内

(3) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」といいます。）」第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、契約書を作成する前に、建設リサイクル法に基づき分別解体等の方法等について**工事担当課の担当者に「説明書」を提出して協議**してください。

なお、**担当者との協議終了後**、その内容を、**「別紙」に記入し、契約書に添付**して下さい。

2　契約時に提出する書類、提出部数及び留意事項

提　出　書　類	部数	留　意　事　項
栃木県建設工事請負契約 **（最新版を使用すること。）**	2	○ 契約書は、改正点に注意の上、**最新のもの**を使用してください。 ○ 契約日：落札日の翌日から起算して 10 日（県の休日を除く。）以内 ○ 工事着手日（工期の始期日）：契約日の翌日から起算して７日（県の休日を含む。）以内（余裕期間設定工事はこの限りでない。） ○ 工期の始期日及び末日は、県の休日と重ならないようにしてください。 ＜※県の休日：土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3）＞ ○ 日付の年表記については、元号と西暦を併記してください。 （例：令和○（20XX）年○月○日） ○ ２部のうち**１部には請負代金額に応じた収入印紙を貼付**してください。 ・作成方法については、３に記載のとおりです。
工　事　工　程　表 (請負代金額が100万円未満の場合は省略可)	1	○ 契約時に提出できない場合は、契約日の翌日から起算して５日（県の休日を含む。）以内に提出してください。
現場代理人及び主任技術者等選任通知書	1	○ 請負代金額が 4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）の場合には、**主任技術者又は監理技術者は専任で配置**しなければなりません。 ・主任技術者の兼任が認められる場合があります。 その場合は兼任について工事打合せ簿等で協議承諾後、当該工事打合簿の写しとともに速やかに提出してください。 ・ 監理技術者の兼任が認められる場合があります。 その場合は兼任について工事打合せ簿等で協議承諾後、当該工事打合簿の写しとともに速やかに提出してください。 ○ 受注した建設工事のうち5,000 万円以上（建築一式工事は8,000 万円以上）を下請けへ発注する場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。 ○ 主任技術者又は監理技術者は工事を施工するために必要な資格等を有してなければなりません。 ・添付書類は４に記載のとおりです。
契約保証に関する書類 （保証書）等 (指名通知等で契約保証を求めている工事の場合)	1	○ 契約保証等の種類については以下のとおりです。 ・現金　　・有価証券　　※１ ※１　現金・有価証券の場合は事前手続きが必要ですので、その旨を事前に連絡願います。 ・金融機関※３又は保証事業会社の保証※４ ・履行保証保険（定額てん補特約付に限る。）※５ ・公共工事履行保証証券（履行ボンド）※５ ※２　**保証期間は契約日から工期の末日までを含む期間**です。

		※３　金融機関の保証の場合、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後６ヶ月以上確保されていることが必要です。 **（保証債務履行の請求の有効期限が県の休日に当たる場合は、県の休日を除いた、その翌日になるよう有効期限を設定してください。）** **※４　東日本建設業保証（株）等が提供する電子保証サービスを利用する場合には「認証キー(PDF)」を暗号化処理の上提出してください(契約保証書の写しは不可)。暗号化処理とは、パスワード付きZipファイルをメールで送信し、メール以外の方法で当該パスワードを別途、栃木県へ連絡する方法等を指します。** **※５　保険会社がPDF 方式により発行する保険証券等を電子メールにより保険会社又は受注者から発注者に提出する方法は含まれません。**
免税事業者届出書	1	○ **契約日を含む決算期のもの**を提出してください。（課税事業者は提出不要）
週休２日制工事の実施計画書	1	○ **週休２日制工事の場合、**工事着手日までに提出してください。
請負代金内訳書	1	○ 契約時に提出できない場合は、契約日の翌日から起算して14日（県の休日を含む。）以内に提出してください。
栃木県建設工事請負契約に基づく協定書	2	○債務負担行為及び継続費に係る契約においては、担当者と協議の上、出来高予定額と支払計画額を記入してください。 ○２部のうち１部には収入印紙を貼り付けてください。
通知書	1	○建設業法第20条の２第２項により、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認める場合に提出してください。

3　契約書の作成方法

(1)　契約書の記載方法

契約書記載事項	記　載　方　法
課税事業者 免税事業者	○（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）に金額を記載してください。 ○（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）を削除してください。
「鏡」の「６　契約保証金」の欄	○　次のとおり記載してください。 ・現金の場合は納付した金額　→　○○○，○○○円 ・契約保証を求められていない工事　→　免除 ・有価証券　→　担保（有価証券の提供） ・金融機関又は保証事業会社の保証　→　担保（銀行等の保証） ・履行保証保険　→　免除（履行保証保険） ・公共工事履行保証証券（履行ボンド）　→　免除（公共工事履行保証証券）
「鏡」の「７　建設発生土の搬出先等」の欄	○工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記載してください。
「鏡」の中段にある「**発注者**○○と**受注者**○○は、」の欄	○　「発注者 **栃木県** と受注者 **株式会社○○○○○** は、」と記載してください。 （代表者名、支店名等の記載は不要）

(2)　訂正印（捨印）の押印

◆　契約書「鏡」、「仲裁合意書」及び削除又は訂正の必要な条文等があるページの上部余白に訂正印（捨印）を押印してください。

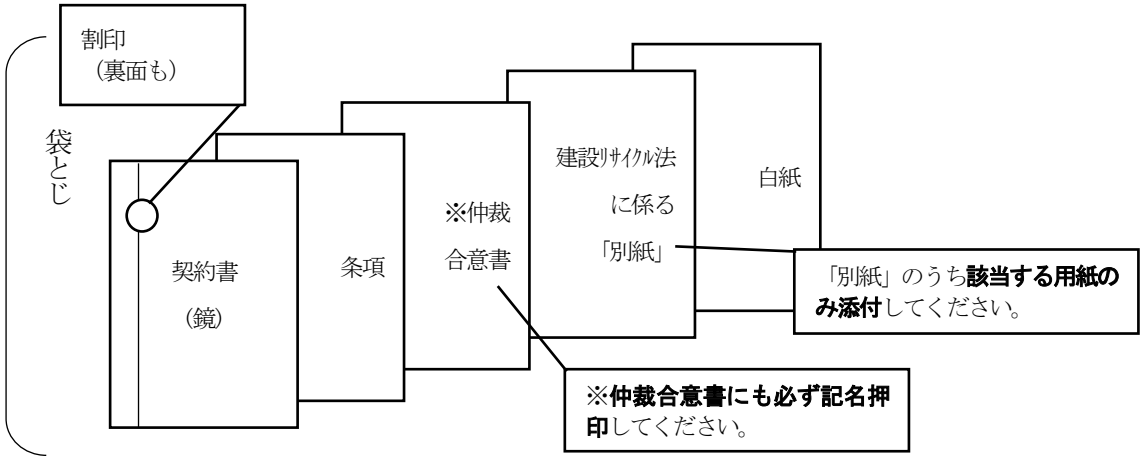
削除又は訂正を必要とする場合	削除又は訂正を必要とする条文等
契約保証が免除の場合	○ 第５条を削除
単年度（繰越し含む）工事の場合	○ 第４１条・第４２条・第４３条を削除
低入札調査基準価格を下回った価格で契約する場合	○ 第５条第２項及び第４項並びに第５７条第２項の中の「請負代金額の１０分の**1**」を「請負代金額の１０分の**3**」に訂正

	○ 第５９条第１項中の工事目的物の引渡しを受けた日から「<u>２年以内</u>」を「<u>３年以内</u>」に、同条第２項中の設備機器本体等の引渡しを受けた日から「<u>１年</u>」経過を「<u>１年６ヶ月</u>」経過に、それぞれ訂正

※第 39 条、第 43 条の部分払の回数については、発注機関の指示に従い、記入してください。

(3) 契約書のとじ方

○ 下記のとおり**袋とじ**して、**表と裏に割印**を押してください。



4 現場代理人及び主任技術者等選任通知書への添付書類

(1) **指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）の場合**

【主任技術者又は監理技術者】

<table>
<tr><th>請負金額</th><th>下請総額</th><th colspan="2">土 木 一 式 工 事</th><th>土木一式工事以外の指定建設業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7,000 万円以上の場合</td><td>5,000 万円（建築は8,000 万円）以上の場合</td><td colspan="2">監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（又は監理技術者講習修了履歴が裏面に記載された監理技術者資格者証）の写し(注１)</td><td></td></tr>
<tr><td>5,000 万円（建築は8,000 万円）未満の場合</td><td colspan="2">① 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了（又は監理技術者講習修了履歴が裏面に記載された監理技術者資格者証）の写し (注１)
又は
② １級土木施工管理技士等の資格を証する書類の写し(＊)、雇用関係が確認できる書類(注１)</td><td><u>＊１</u>に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3,000 万円以上
7,000 万円未満の場合</td><td>5,000 万円（建築は8,000 万円）以上の場合</td><td colspan="2">監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（又は監理技術者講習修了履歴が裏面に記載された監理技術者資格者証）の写し(注１)</td><td></td></tr>
<tr><td>5,000 万円（建築は8,000 万円）未満の場合</td><td colspan="2">① 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（又は監理技術者講習修了履歴が裏面に記載された監理技術者資格者証）の写し(注１)
又は
② １、２級土木施工管理技士等の資格を証する書類の写し、雇用関係が確認できる書類(注１)</td><td></td></tr>
<tr><td>3,000 万円未満の場合</td><td colspan="4"><u>＊１</u>
① 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（又は監理技術者講習修了履歴が裏面に記載された監理技術者資格者証）の写し(注１)
又は
② １、２級（土木等）施工管理技士等の資格を証する書類の写し、雇用関係が確認できる書類(注１)及び
又は
③ 「実務経験証明書(注２)」、雇用関係が確認できる書類(注１)（大学、短大、高専、高校の指定学科を卒業した者は「卒業証明書の写し」を追加）
・大学、短大、高専の指定学科を卒業した方は３年以上、高等学校の指定学科を卒業した方は５年以上、それ以外の方は１０年以上の実務経験が必要です。</td></tr>
</table>

(2) **指定建設業**（土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）**以外の場合**

ア　主任技術者（下請総額5,000万円未満の場合）

○　当該工種の監理技術者資格者証及び監理技術者修了証（又は監理技術者講習終了履歴が裏面に記載された管理技術者資格者証の写し**(注1)**

○　上記以外の場合の添付書類

電気通信工事	電気通信工事以外**(注3)**
１級の資格を有する者 ・１級（工種）施工管理技士等の資格を証する書類の写し ・雇用関係が確認できる書類**(注1)**	
２級の資格を有する者 ・２級（工種）施工管理技士等の資格を証する書類の写し ・雇用関係が確認できる書類**(注1)**　・資格に応じて、合格後３年又は１年以上の実務経験証明書**(注2)**	
電気通信主任技術者資格者証を有する者 ・電気通信主任技術者資格者証の写し ・雇用関係が確認できる書類**(注1)** ・資格者証交付後５年以上の実務経験証明書**(注2)**	

電気通信工事	電気通信工事以外**(注3)**
大学、短大、高専の指定学科を卒業した者 ・３年以上の実務経験証明書**(注2)** ・雇用関係が確認できる書類**(注1)** ・指定学科の卒業証明書の写し	①　左記に同じ 又は ② 別表に掲げる検定種目にかかる一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者 ・合格証の写し ・合格後３年以上の実務経験証明書**(注2)** ・雇用関係が確認できる書類**(注1)**
高等学校の指定学科を卒業した者 ・５年以上の実務経験証明書**(注2)** ・雇用関係が確認できる書類**(注1)** ・指定学科の卒業証明書の写し	①　左記に同じ 又は ②　別表に掲げる検定種目にかかる二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者 ・合格証の写し ・合格後５年以上の実務経験証明書**(注2)** ・雇用関係が確認できる書類**(注1)**
それ以外の者 ・10年以上の実務経験を証する書類**(注2)** ・雇用関係が確認できる書類**(注1)**	

イ　監理技術者（下請総額5,000万円以上の場合）

電気通信工事	電気通信工事以外
① 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（又は監理技術者講習修了履歴が裏面に記載された監理技術者資格者証）の写し**(注1)** 又は ②上記　主任技術者の添付資料に 5,000万円以上の工事における、２年以上の指導監督的実務経験を有することを証する書類**(注4)** （実務経験年数との重複可）	

別表　建設業法上の検定種目と学科卒業同等と見なされる指定学科

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(3) 【現場代理人】

下記①～③のうちいずれかの書類

① 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（又は監理技術者講習修了履歴が裏面に記載された監理技術者資格者証）の写し

② **１，２級**（土木等）施工管理技士等の資格を証する書類の写し、雇用関係が確認できる書類**(注１)**

③ 雇用関係が確認できる書類**(注１)**

(4) 【監理技術者】

条件により、監理技術者が２箇所の現場を兼任できる場合があります。
内容の詳細及び配置の可否については、発注機関へ確認･協議してください。

※ 入札公告で、別途条件が付されている場合は、その条件に従ってください。

※ **主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐は３ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。**
監理技術者資格者証で３ヶ月以上の雇用関係が確認できない場合は、雇用関係が確認できる書類**（注１）**が必要です。

（注１）雇用関係が確認できる書類とは、原則雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しです。ただし、法人の役員であること等により雇用保険に加入できない場合については、下記の書類でも可能です。
・健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る）の写し
・所属会社の雇用証明書（様式は任意。氏名・生年月日・性別・雇用開始日が記載されていること）

（注２）実務経験証明書の様式は任意です。
参考：建設業の許可申請手続きの際に使用する様式（建設業法施行規則別記様式第九号）

（注３）解体工事において次の①又は②に該当する者は、表に記載の添付書類に加え、以下の書類が必要です。
①平成 27 年度までに合格した１級土木施工管理技士、１級建築施工管理技士、２級土木施工管理技士(土木)、２級建築施工管理技士(建築又は躯体)
②技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))
必要な書類：合格後の解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講を証する書類の写し

（注４）指導監督的実務経験証明書の様式は任意です。
参考：建設業の許可申請手続きの際に使用する様式（建設業法施行規則別記様式第十号）

5 契約後における提出書類及び留意事項

提出書類	部数	留意事項
掛金収納書（台紙貼付） 又は 掛金収納書（電子申請方式）	1	○ 証紙を購入した場合は、契約後１か月以内に掛金収納書（台紙貼付）を提出してください。 ○ 退職金ポイントを購入した場合は、契約後 40 日以内に掛金収納書（電子申請方式）を提出してください。（いずれの場合も、余裕期間設定工事の場合は工事開始後１か月以内に提出） ○ 下請業者が共済証紙を購入したときは、その収納書も同時に提出してください。
前払金	－	○ 前払金を請求する場合は、**請求額及び時期等について事前に監督員へ相談してください。**
工事部分下請負通知書	1	○ 下請業者との契約後、速やかに提出してください。 ○ 「下請負工事の金額」は、税込み金額を記載してください。 添付書類：建設業許可の写し（下請金額が５００万円以上の場合） 下請契約書（約款を含む）
施工体制台帳の写し	1	○ 下請業者と契約した場合は、作成した施工体制台帳の写しを監督員に提出してください。（一次下請業者分に限り、社会保険等への加入を確認できる書類又は適用除外誓約書を添付してください。）

6 契約関係について、不明な点等がある場合は、下記にお問い合わせください。

〒328-8504 栃木市神田町６－６
栃木土木事務所 管理部 総務課
TEL ０２８２－２３－３４３３
FAX ０２８２－２３－３５４４